

第五十二号議案

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

第四十八条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第四十八条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
（自動車を運行する場合の所在の確認）

第四十八条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第五十六条中「第四十八条」を「第四十八条の三」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第四十八条の二第一項及び第二項（改正後の条例第五十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第四十八条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」とする。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第百五十九号）等の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の改正に伴い、障害児の安全の確保に関する計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。